

■農業雇用条件改善推進事業

補助対象

- (1) 就業規則の制定や労働保険（労災保険・雇用保険）への加入等、雇用条件を整備したうえで、新たな人材を雇用（増員）した場合に助成
- (2) 既に雇用条件を整備済みの経営体は、以下の場合に助成
 - ・雇用条件（人事制度）の見直し等を専門家に依頼した際の経費が20万円を超える場合
 - ・作業場等の環境改善に係る経費が総額20万円（税抜）を超える場合

補助率・対象者など

- (1) 助成額 1経営体当たり20万円（定額）
- (2) 対象者
認定農業者（農業法人、農業者）であり、常時雇用をしている又は見込みがあること